

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質と永続的な収益体質の確立をもって社会に貢献することを目指しております。その実現のために経営管理機能の充実と健全な業務執行体制を確保し、経営の透明性の向上を図ることにより、株主およびステークホルダーの信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

当社の取締役会は、十分な議論と迅速な意思決定が可能な6名(内1名は社外取締役(独立役員に指定))の取締役により運営され、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき、基本方針、重要事項の決議を行い、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会とは別に取締役、国内連結子会社役員等による経営会議を開催し、取締役会の意思決定に基づき経営方針の徹底並びに業務執行の協議を行い、適切かつ有効な業務の推進を図ることを目的としております。また、コンプライアンス委員会を設け、各部門の業務執行が法令、定款及び社内規定等に違反することがないよう内部統制の意識向上を図っております。

なお、社外取締役は当社との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は監査役会制度(3名、内2名は社外監査役(独立役員に指定))を採用し、監査役は取締役会をはじめ、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視すると共に内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的にミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

なお、社外監査役は当社との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」のすべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本鉱泉株式会社	260,200	14.51
佐々木 秀隆	202,000	11.26
株式会社ライフステージやまと	104,800	5.84
コンセック従業員持株会	59,559	3.32
株式会社もみじ銀行	58,320	3.25
コンセック役員持株会	51,100	2.85
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	43,400	2.42
朝日生命保険相互会社	31,400	1.75
西川物産株式会社	31,000	1.73
DBS BANK LTD. 700152	29,200	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を70,326株保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。持株割合は自己株式数を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事実はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原 光広	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 光広	○	藤原光広税理士事務所 所長	元、国税専門官として税務・会計に関する高度な知識を有し、当社経営に関して客観的な視点からの意見を必要としたため。また、当社コーポレートガバナンスの「社外役員の資格要件」を充たし、公正、中立的立場を確保できるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は有限責任監査法人トーマツと契約し、双方の監査計画を確認し期中および決算期において連携して監査を実施しております。また、内部監査部門(内部監査室)は監査役に対し、内部監査の年度計画、実施結果、改善状況を報告すると共に、必要に応じて、相互に情報の交換を行う事により、監査役と内部監査部門は連携して、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長井 紳一郎	他の会社の出身者													
廣本 邦幸	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長井 紳一郎	○	山下・長井法律事務所副所長	弁護士としての法的知識を有し、当社の経営監査及び法的な助言等に必要と判断したため。また、当社コーポレートガバナンスの「社外役員の資格要件」を充たし、公正、中立的立場を確保できる為、独立役員として指定しております。
廣本 邦幸	○	株式会社紀商 取締役	企業経営に対し豊富な経験と知識を有し、さらに、人格、識見の上で必要と判断したため。また、当社コーポレートガバナンスの「社外役員の資格要件」を充たし、公正、中立的立場を確保できる為、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

「社外役員の資格要件」

目的

社外役員本人および本人が帰属する企業・団体とコンセックグループとの間に、下記の資格要件を設ける。

1. 社外役員候補に指名される前に一度でも、コンセックグループの役員（社外役員を除く）、執行役員、従業員、会計監査人の社員であったことがないこと
2. コンセックグループの大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）、もしくはコンセックグループが大株主である会社の役員・執行役員または従業員でないこと
3. コンセックグループの主要な取引先企業の役員、執行役員または従業員でないこと
4. コンセックグループからの役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（年間1000万円以上）を得ている者でないこと
5. コンセックグループの役員、執行役員と親族関係（3等身以内）にないこと
6. コンセックグループとの間で、役員、執行役員を相互に派遣していないこと
7. 株式会社コンセックの一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがないこと
8. その他、コンセックグループとの間に利害関係を有し、社外役員としての職務を遂行する上で、独立性に疑義がないこと

注）1. コンセックグループとは、株式会社コンセックおよびその子会社とする。

注）2. 主要な取引先とは、当社グループとの取引において、取引額が連結売上額の2%以上を占めている企業とする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状において、その必要性はないものと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

取締役 79,735千円（うち社外取締役 2,400千円）
監査役 9,500千円（うち社外監査役 3,000千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役と監査役に区分して株主総会において定められた総額の範囲内において各役員に配分するものとし、その配分は職務、資格等を勘案して取締役会において決定します。また、監査役は監査役会の協議の上、決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制として、取締役会以外の経営会議等の議事、重要な稟議案件等の報告を適宜行なっております。
社外監査役のサポート体制としては、上記に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス内部通報システムによる通報状況等を速やかに報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は取締役、執行役員等による経営会議を開催し個別の経営課題の協議を重ね、必要に応じ取締役会へ付議および業務の実行状況、問題点の抽出を報告し、内部統制の充実を図っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は有限責任監査法人トーマツの指定有限責任社員、松嶋敦および吉田秀敏であります。
ほかに会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他6名の体制であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在の会社規模、業容等を勘案し、取締役6名のうち1名を社外取締役、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。企業統治において外部からの客観性、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による経営監視及び社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施していません。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、財務データ等を記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:管理本部 IR担当役員:代表取締役会長 佐々木秀隆	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程等法令遵守に関する規程を整備し、すべてのステークホルダーから信頼を得るように万全を期しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理規程に基づき、インサイダー取引の未然防止に努めております。また、適時適切な開示に努め、経営の透明性を確保しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、変化する建設・土木市場のニーズに迅速に対応する独自の専門機械を開発・製造・販売し、これらの機器を用いた特殊技術工法をもって業界発展につくすことを目的とし、機動的な経営体質の確立と経営管理機能の充実を図っております。この目的に基づき当社及び当社グループの業務の適正を確保する体制を整備・運用し、継続的な見直し改善等により内部統制システムの充実を図ることを基本方針としております。

整備状況

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 当社および当社グループ取締役および社員は、法令・定款および社会規範を遵守した業務執行を行うこととしております。
- 取締役会は経営の基本方針や重要事項の決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督し、取締役は業務の執行状況に関する報告を行い、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視することとしております。また、子会社の取締役を兼務する当社取締役は、子会社の取締役等の業務の執行状況を当社取締役会にて報告を行っております。
- 当社グループ取締役と執行役員等を構成員とする経営会議を設置し、取締役会の意思決定に基づき経営方針の徹底ならびに業務執行の協議を行い、適切かつ有効な業務の推進を図っております。
- 代表取締役直轄によるコンプライアンス委員会はコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に社内教育等の必要な活動を行い、内部監査室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告され、法令遵守意識の向上を図っております。
- 監査役は法令に定める権限を行使し、会計監査人、コンプライアンス委員会と連携して取締役の職務の執行の適法性、妥当性、および効率性について監査を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書類等当該情報について厳格に管理し、取締役および監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。

3. 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、当社および子会社におけるそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視および全社的対応はコンプライアンス委員会が行っております。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、当社および子会社における業務担当取締役はその目標達成のために、各部門の具体的目標および会社の権限の配分・意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定めております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- グループの事業ごとに、責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し、管理しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 取締役または社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス内部通報システムによる通報状況およびその内容を速やかに報告することとし、監査役または監査役会から業務執行に関する事項について説明または文書の閲覧を求められたときは速やかにこれに応じております。
- 監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底しております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行っております。また、監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 当社および当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築し、システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 当社グループは、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を基に取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。コンプライアンス委

員会において、経営上のリスクを抽出し必要に応じて社内規定等の見直しを行っており、適切な内部統制システムの運用を図っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員を対象に研修・教育の実施、内部通報制度の理解、浸透を目的として、社内掲示板への掲示を行っております。当連結会計年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催いたしました。

○ 当社役員と子会社役員とで経営会議を2回開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努め、併せて、インサイダー取引防止のための教育や個人情報に関する教育等を行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めてまいりました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループは、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は関係行政機関、団体および弁護士と連携し、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

社内体制の整備状況

- 社内に不当要求防止責任者を設置し、組織的に対応しております。
- 外部の関係専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集をしております。
- 関係行政機関の講習を受講し、対応マニュアルを常置しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後も企業経営に関する十分な情報開示を果たし、コーポレートガバナンスの充実に向けて努力してまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制図は以下のとおりであります。

当社コーポレート・ガバナンスの体制図

